

# 平成31年度 入札・契約制度改正について

高知県土木部

(問い合わせ) 土木政策課 (契約担当)

電話 : 088-823-9813 (直通)

平成31年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

## 1 平成30年7月豪雨災害と国土強靱化への対応に向けた制度改正

(平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事・委託業務から適用)

平成30年7月豪雨に係る災害復旧や、国土強靱化基本計画に基づく防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(2018年度～2020年度)に伴う事業費の増大に適切に対応し、効率的な事業執行を目指して入札・契約制度を以下のとおり改正します。

### ① 発注標準額等の変更

- ・事業費の増大が見込まれることから、発注ロットの規模を拡大し発注件数の抑制を図る。
- ・発注ロットの規模拡大に合わせて、発注標準額等も上方スライドさせることで、各等級の事業者への発注バランスを維持・確保します。

#### (1) 入札参加者基準(発注標準)を適用できる範囲の変更

		現行	改正後
土木一式	A等級とB等級の発注境界額	7.5千万円	1億円
	B等級とC等級の発注境界額	2.5千万円	5千万円
	C等級とD等級の発注境界額	5百万円	1千万円
その他の工事	A等級とB等級の発注境界額	1千万円	1.5千万円

#### (2) 共同企業体方式を活用する工事の規模の変更

(建築一式以外の工事) ・請負対象金額：2億円以上 ⇒ 3億円以上

### ② 指名競争入札における適用範囲等の変更

- ・発注標準の変更後も、各事業者がこれまで参加してきた入札手続きで、引き続き入札に参加できるように、各入札制度の適用範囲を変更します。

#### (1) 指名競争入札を適用できる範囲の変更

・請負対象金額3千万円未満に適用可 ⇒ 請負対象金額**5千万円未満**に適用可

#### (2) 予定価格の事前公表の範囲の変更

・1千万円未満 ⇒ 2.5千万円未満

### ③ 総合評価方式における適用範囲の変更

上記①②の改正と併せて総合評価の適用範囲を見直す。

#### (1) 総合評価方式を必ず適用しなければならない範囲

・請負対象金額：5千万円以上の工事 ⇒ **1億円以上**の工事

#### (2) 評価型式を適用する範囲の目安(工事規模、技術的な工夫の余地等総合的に判断)

・企業評価型：5千万円～2億円の工事 ⇒ **1億円～5億円**の工事

・施工計画型：2億円～5億円の工事 ⇒ **5億円～WTO案件**工事

### ④ その他の改正

#### (1) 平成30年7月豪雨への対応としての配置技術者の要件緩和

- ・平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事では、特例措置として、専任での配置を要する主任(監理)技術者と建設事業者との雇用関係があれば、3か月以上の「恒常的な雇用関係」までは求めないこととします。

#### (2) 指名競争入札における設計内容の軽微な変更への対応

- ・指名競争入札において、設計内容に軽微な修正が必要となった場合、入札前に設計書の変更が行えるよう制度改正し、入札中止による発注遅延を防ぎ受発注者双方の事務を軽減します。

## 2 総合評価方式の評価基準の変更

(平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

事業費の増大に対応するための入札制度改正と併せて、総合評価方式における評価基準の一部を改め、事業者の入札参加促進と入札・契約事務に係る事務を簡素化します。

### ① 同種・類似工事の施工実績(企業の評価及び配置予定技術者の評価)に関する項目

	現行		改正			
対象年数	10年間		10年間			
評価基準	実績工事	3件以上	10点	実績工事	1件	10点
		2件	5点			
		1件	2.5点			
		0件	0点	0件	0点	

### ② 同種・類似工事の成績評定(企業の評価及び配置予定技術者の評価)に関する項目

現行	改正
実績工事3件(対象期間:過去5年)	実績工事 <b>1件</b> (対象期間: <b>過去3年</b> )
①高知県(県警本部は除く)発注工事 ※①で3件に満たない場合は、国土交通省発注工事の評価実績を評価の対象とし、その評価点の平均点により評価する。	①高知県(県警本部は除く)発注工事 ※①の実績がない場合は、国土交通省発注工事の評価実績を評価の対象とし、1件の評価点により評価する。

## 3 前年度の取扱いを継続するもの

### ① 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

### ② 現場代理人等の常駐義務緩和

現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。

# 平成31年度版 発注標準表（土木一式工事）

金額区分	発注標準		入札参加者の特例 (工事特性や地域の実情に配慮)				入札制度				金額区分	価格の公表		入札契約部署		金額区分
	ランク		一般競争入札		指名競争入札		入札方式					予定価格の公表		本庁・出先区分		
	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正		現行	改正	現行	改正	
22.9億円	A等級	A等級	A単独	A単独	A単独	A単独	総合評価方式	①高度技術提案型 ②技術提案型 (WTO協定適用:22.9億円)	①高度技術提案型 ②技術提案型 (WTO協定適用:22.9億円)	22.9億円	事後公表 2,500万円以上	本庁契約	本庁契約	22.9億円		
5億円														5億円		
2億円														2億円		
1.25億円														1.25億円		
1億円														1億円		
7,500万円	B等級	B等級	A・B	A・B	A・B	A・B	③施工計画型 (2億円~WTO協定)	③施工計画 (5億円~WTO協定)	④企業評価 (1億円~5億円)	7,500万円	事後公表 1,000万円以上	出先事務所契約	出先事務所契約	7,500万円		
5,000万円														5,000万円		
3,000万円														3,000万円		
2,500万円	C等級	C等級	B・C	B・C	B・C	B単独	④企業評価 (5千万円~2億円)	価格競争 (5千万円~1億円) (企業評価型も適用可)	5千万円未満は、 指名競争入札を適用可 (原則は一般競争入札)	2,500万円	事前公表	出先事務所契約	出先事務所契約	2,500万円		
1,750万円														1,750万円		
1,000万円														1,000万円		
500万円	D等級	D等級	C単独	C・D	C単独	C単独	価格競争 (3千万円~5千万円) (企業評価型も適用可)	3千万円未満は、 指名競争入札を適用可 (原則は一般競争入札)		1,000万円		出先事務所契約	出先事務所契約	1,000万円		
500万円														500万円		

根拠:「高知県建設工事競争入札参加者基準要綱」